

東武鉄道株式会社旅客営業規則の一部改正

改正	現行
<p style="text-align: center;">(前略)</p> <p>(用語の意義および記号)</p> <p>第3条 この規則で使用する用語の意義は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 「社線」とは、社の経営する鉄道をいう。</p> <p>(2) 「旅客鉄道会社線」とは、北海道旅客鉄道株式会社、東日本旅客鉄道株式会社、東海旅客鉄道株式会社、西日本旅客鉄道株式会社、四国旅客鉄道株式会社および九州旅客鉄道株式会社（以下「旅客鉄道会社」という。）の経営する鉄道、航路をいう。</p> <p>(3) 「駅」とは、旅客の取扱いをする停車場および停留場をいう。</p> <p>(4) 「特急列車等」とは、特別急行列車・直通特別急行列車・S L列車・D L列車・T JライナーおよびTHライナーをいう。</p> <p>(5) 「直通特別急行列車」とは、東日本旅客鉄道会社線（以下「JR東日本線」という。）との直通運転する特別急行列車をいう。</p> <p>(6) 「特急券等」とは、特別急行券・座席指定券・特別座席券および連絡個室券をいう。</p> <p>(7) <u>「特別座席」とは特急列車等のうち、特別な座席を設備したものであって、第12条の規定による表示をしたものをいう。</u></p> <p>(8) 「乗車券類」とは、乗車券および特急券等をいう。</p> <p>(9) 「旅行開始」とは、旅客が旅行を開始する駅で、乗車券の改札を受けて入場することをいう。ただし、駅員無配置駅から旅客が乗車するときは、その乗車することをいう。</p> <p>2 この規則では、次によって記号を使用する。</p> <p>(1) 「ミリメートル」は、「<i>mm</i>」とする。</p> <p>(2) 「センチメートル」は、「<i>cm</i>」とする。</p> <p>(3) 「メートル」は、「<i>m</i>」とする。</p> <p>(4) 「キロメートル」は、「<i>km</i>」とする。</p> <p>(5) 「立方メートル」は、「<i>m³</i>」とする。</p> <p>(6) 「リットル」は、「<i>ℓ</i>」とする。</p> <p>(7) 「グラム」は、「<i>g</i>」とする。</p> <p>(8) 「キログラム」は、「<i>kg</i>」とする。</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p>	<p style="text-align: center;">(前略)</p> <p>(用語の意義および記号)</p> <p>第3条 この規則で使用する用語の意義は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 「社線」とは、社の経営する鉄道をいう。</p> <p>(2) 「旅客鉄道会社線」とは、北海道旅客鉄道株式会社、東日本旅客鉄道株式会社、東海旅客鉄道株式会社、西日本旅客鉄道株式会社、四国旅客鉄道株式会社および九州旅客鉄道株式会社（以下「旅客鉄道会社」という。）の経営する鉄道、航路をいう。</p> <p>(3) 「駅」とは、旅客の取扱いをする停車場および停留場をいう。</p> <p>(4) 「特急列車等」とは、特別急行列車・直通特別急行列車・S L列車・D L列車・T JライナーおよびTHライナーをいう。</p> <p>(5) 「直通特別急行列車」とは、東日本旅客鉄道会社線（以下「JR東日本線」という。）との直通運転する特別急行列車をいう。</p> <p>(6) 「特急券等」とは、特別急行券・座席指定券・特別座席券および連絡個室券をいう。</p> <p>(7) 「乗車券類」とは、乗車券および特急券等をいう。</p> <p>(8) 「旅行開始」とは、旅客が旅行を開始する駅で、乗車券の改札を受けて入場することをいう。ただし、駅員無配置駅から旅客が乗車するときは、その乗車することをいう。</p> <p>2 この規則では、次によって記号を使用する。</p> <p>(1) 「ミリメートル」は、「<i>mm</i>」とする。</p> <p>(2) 「センチメートル」は、「<i>cm</i>」とする。</p> <p>(3) 「メートル」は、「<i>m</i>」とする。</p> <p>(4) 「キロメートル」は、「<i>km</i>」とする。</p> <p>(5) 「立方メートル」は、「<i>m³</i>」とする。</p> <p>(6) 「リットル」は、「<i>ℓ</i>」とする。</p> <p>(7) 「グラム」は、「<i>g</i>」とする。</p> <p>(8) 「キログラム」は、「<i>kg</i>」とする。</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p>

改正

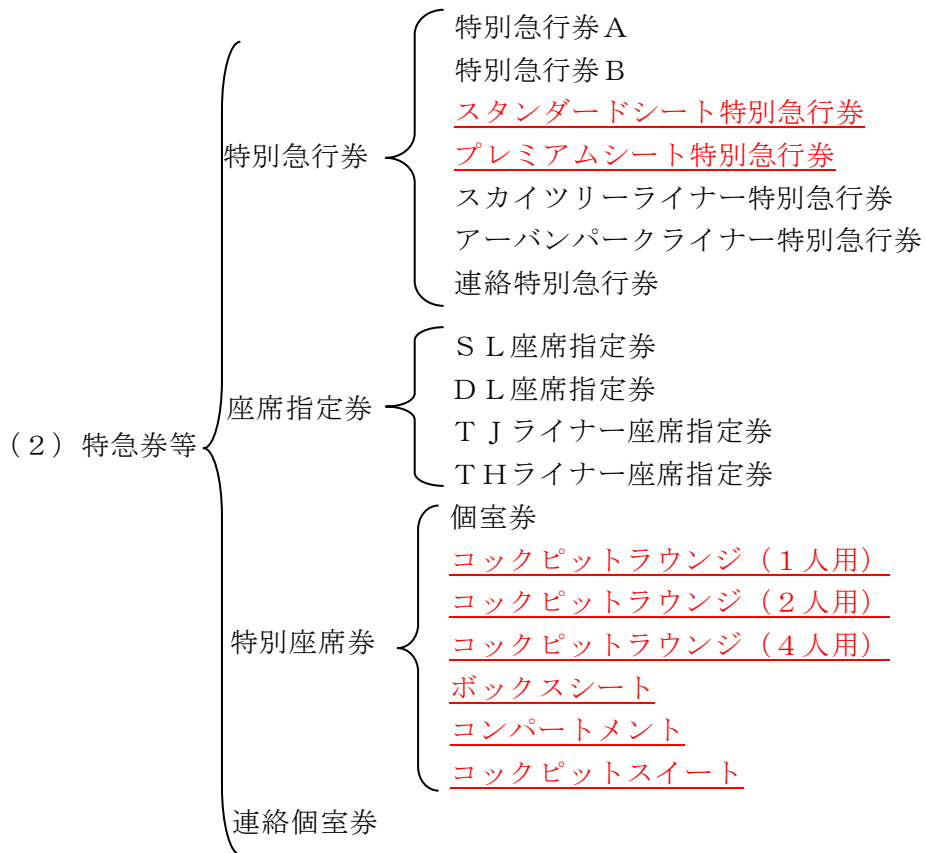
現行

(乗車券類の種類)

第18条 乗車券類の種類は、次のとおりとする。

- (1) 乗車券
 - イ 普通乗車券
 - 片道乗車券
 - 往復乗車券
 - 連続乗車券
 - ロ 定期乗車券
 - 通勤定期乗車券
 - 通学定期乗車券

- ハ 回数乗車券
- ニ 団体乗車券
- ホ 貸切乗車券

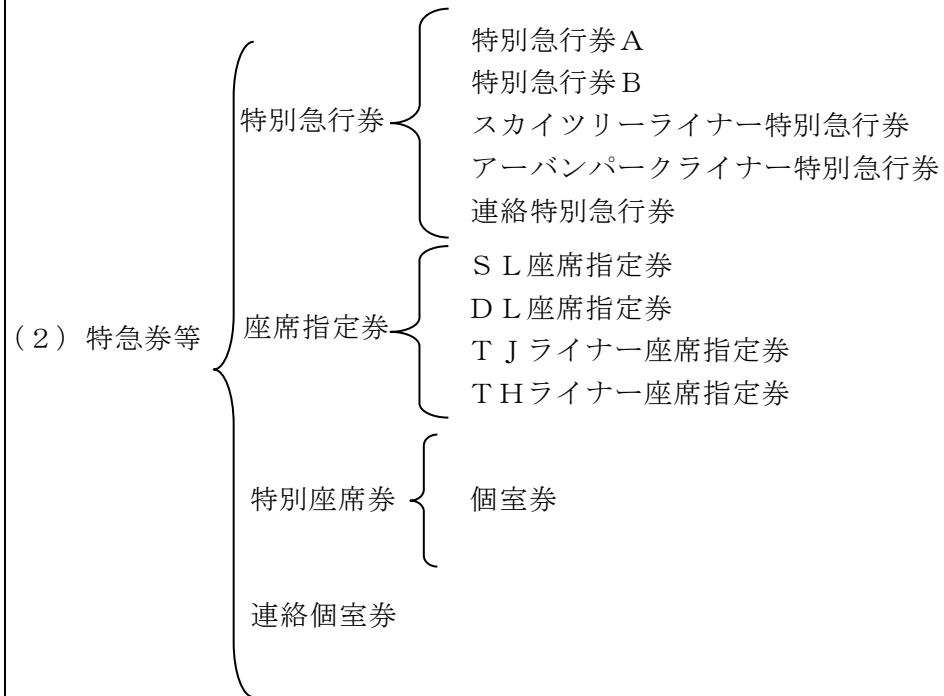


(乗車券類の種類)

第18条 乗車券類の種類は、次のとおりとする。

- (1) 乗車券
 - イ 普通乗車券
 - 片道乗車券
 - 往復乗車券
 - 連続乗車券
 - ロ 定期乗車券
 - 通勤定期乗車券
 - 通学定期乗車券

- ハ 回数乗車券
- ニ 団体乗車券
- ホ 貸切乗車券



改正

(中略)

(特急券等の発売)

第57条 旅客が、特急列車等に乗車する場合は、乗車前に乗車する駅・日・列車・車両・座席および個室を指定して特急券を発売する。ただし、運輸上の都合により、車両・座席および個室の指定を省略することがある。

2 特急列車等の特別座席は、次に掲げる定員を超えないときで、乗車旅客の全員が同一区間を乗車するときに限って、当該特別座席券を発売する。

(1) 個室

イ	大人	4人		
ロ	大人	3人	小児	1人
ハ	大人	2人	小児	3人
ニ	大人	1人	小児	4人
ホ	小児	6人		

(2) コックピットラウンジ

イ 1名用 大人および小児の合計 1人

ロ 2名用 大人および小児の合計 2人

ハ 4名用 大人および小児の合計 4人

ただし、2人以上で発売する。

(3) ボックスシート 大人および小児の合計 2人

(4) コンパートメント 大人および小児の合計 4人

(5) コックピットスイート 大人および小児の合計 7人

3 直通特別急行列車の個室に乗車する場合は、次に掲げる定員を超えないときで、乗車旅客の全員が同一区間を乗車するときに限って、連絡個室券を発売する。

大人および小児の合計 4人

4 団体旅客または貸切旅客に対する特急券等は、団体乗車券または貸切乗車券によって発売する。

(中略)

(特急券等の関連発売)

第63条 特別急行列車の個室に乗車する旅客に対して発売する個室券は、列車内で発売する場合を除き、特別急行券Aと同時に購入する場合に限って発売する。

2 特別急行列車の個室を除く特別座席に乗車する旅客に対して発売する特

現行

(中略)

(特急券等の発売)

第57条 旅客が、特急列車等に乗車する場合は、乗車前に乗車する駅・日・列車・車両・座席および個室を指定して特急券を発売する。ただし、運輸上の都合により、車両・座席および個室の指定を省略することがある。

2 特急列車等の個室に乗車する場合は、次に掲げる個室定員を超えないときで、乗車旅客の全員が当該個室を同一区間乗車するときに限って個室券を発売する。

イ	大人	4人		
ロ	大人	3人	小児	1人
ハ	大人	2人	小児	3人
ニ	大人	1人	小児	4人
ホ	小児	6人		

3 直通特別急行列車の個室に乗車する場合は、次に掲げる個室定員を超えないときで、乗車旅客の全員が当該個室を同一区間乗車するときに限って連絡個室券を発売する。

イ	大人	4人		
ロ	大人	3人	小児	1人
ハ	大人	2人	小児	2人
ニ	大人	1人	小児	3人
ホ	小児	4人		

4 団体旅客または貸切旅客に対する特急券等は、団体乗車券または貸切乗車券によって発売する。

(中略)

(特急券等の関連発売)

第63条 特急列車等の個室に乗車する旅客に対して発売する個室券および連絡個室券（JR東日本線連絡にかかるものを含む。）は、特別急行券と同時に購入する場合に限って発売する。

改正

別座席券は、列車内で発売する場合を除き、スタンダードシート特別急行券と同時に購入する場合に限って発売する。

3 直通特別急行列車の個室に乗車する旅客に対して発売する連絡個室券は、列車内で発売する場合を除き、連絡特別急行券と同時に購入する場合に限って発売する。

(中略)

(旅客運賃・料金の種類)

第65条 旅客運賃・料金の種類は、乗車券類の種類に応じて、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 旅客運賃
 - イ 普通旅客運賃
 - 片道普通旅客運賃
 - 往復普通旅客運賃
 - 連続普通旅客運賃
 - ロ 定期旅客運賃
 - 通勤定期旅客運賃
 - 通学定期旅客運賃

- ハ 回数旅客運賃
- ニ 団体旅客運賃
- ホ 貸切旅客運賃

現行

(中略)

(旅客運賃・料金の種類)

第65条 旅客運賃・料金の種類は、乗車券類の種類に応じて、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 旅客運賃
 - イ 普通旅客運賃
 - 片道普通旅客運賃
 - 往復普通旅客運賃
 - 連続普通旅客運賃
 - ロ 定期旅客運賃
 - 通勤定期旅客運賃
 - 通学定期旅客運賃

- ハ 回数旅客運賃
- ニ 団体旅客運賃
- ホ 貸切旅客運賃

改正	現行																
<p>(2) 特急料金等</p> <ul style="list-style-type: none"> 特別急行料金 <ul style="list-style-type: none"> 特別急行料金 A 特別急行料金 B <u>スタンダードシート特別急行料金</u> <u>プレミアムシート特別急行料金</u> スカイツリーライナー特別急行料金 アーバンパークライナー特別急行料金 連絡特別急行料金 座席指定料金 <ul style="list-style-type: none"> S L 座席指定料金 D L 座席指定料金 T J ライナー座席指定料金 T H ライナー座席指定料金 特別座席料金 <ul style="list-style-type: none"> 個室料金 <u>コックピットラウンジ料金 (1 人用)</u> <u>コックピットラウンジ料金 (2 人用)</u> <u>コックピットラウンジ料金 (4 人用)</u> <u>ボックスシート料金</u> <u>コンパートメント料金</u> <u>コックピットスイート料金</u> 連絡個室料金 	<p>(2) 特急料金等</p> <ul style="list-style-type: none"> 特別急行料金 <ul style="list-style-type: none"> 特別急行料金 A 特別急行料金 B スカイツリーライナー特別急行料金 アーバンパークライナー特別急行料金 連絡特別急行料金 座席指定料金 <ul style="list-style-type: none"> S L 座席指定料金 D L 座席指定料金 T J ライナー座席指定料金 T H ライナー座席指定料金 特別座席料金 <ul style="list-style-type: none"> 個室料金 連絡個室料金 																
(中略)	(中略)																
<p>(旅客の区分およびその旅客運賃・料金)</p> <p>第73条 旅客運賃・特急料金等は、次に掲げる年齢別の旅客の区分によって、この規則の定めるところにより、その旅客運賃・料金を収受する。</p> <table border="0"> <tr><td>大人</td><td>12才以上の者</td></tr> <tr><td>小児</td><td>6才以上12才未満の者</td></tr> <tr><td>幼児</td><td>1才以上6才未満の者</td></tr> <tr><td>乳児</td><td>1才未満の者</td></tr> </table> <p>2 前項の規定による幼児において、次のいずれかに該当する場合は、これを小児とみなし、旅客運賃・料金を収受する。</p> <p>(1) 幼児だけで旅行するとき</p>	大人	12才以上の者	小児	6才以上12才未満の者	幼児	1才以上6才未満の者	乳児	1才未満の者	<p>(旅客の区分およびその旅客運賃・料金)</p> <p>第73条 旅客運賃・特急料金等は、次に掲げる年齢別の旅客の区分によって、この規則の定めるところにより、その旅客運賃・料金を収受する。</p> <table border="0"> <tr><td>大人</td><td>12才以上の者</td></tr> <tr><td>小児</td><td>6才以上12才未満の者</td></tr> <tr><td>幼児</td><td>1才以上6才未満の者</td></tr> <tr><td>乳児</td><td>1才未満の者</td></tr> </table> <p>2 前項の規定による幼児において、次のいずれかに該当する場合は、これを小児とみなし、旅客運賃・料金を収受する。</p> <p>(1) 幼児だけで旅行するとき</p>	大人	12才以上の者	小児	6才以上12才未満の者	幼児	1才以上6才未満の者	乳児	1才未満の者
大人	12才以上の者																
小児	6才以上12才未満の者																
幼児	1才以上6才未満の者																
乳児	1才未満の者																
大人	12才以上の者																
小児	6才以上12才未満の者																
幼児	1才以上6才未満の者																
乳児	1才未満の者																

改 正	現 行																																																														
<p>(2) 団体旅客として乗車するとき、または団体旅客に随伴されるとき (3) 団体乗車券以外の乗車券を使用する6才以上の旅客に2人をこえて随伴されているとき。ただし、2人をこえた者だけ小児とみなす。 (4) 指定を行なう座席を、幼児だけで使用するとき 3 前項の規定は、乳児が前項第4号に該当する場合に準用する。 4 前2項以外の場合、幼児および乳児に対しては、旅客運賃・料金を収受しない。 5 特別座席料金および連絡個室料金は、旅客の年齢によって区別しない。</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>(大人特急料金等) 第125条 大人特急料金等は、次のとおりとする。 (1) 特別急行料金 イ 特別急行料金A</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="padding-left: 20px;">特定区間</td><td style="text-align: right;">550円</td></tr> <tr><td style="padding-left: 20px;">40kmまで</td><td style="text-align: right;">700円</td></tr> <tr><td style="padding-left: 20px;">41km以上60kmまで</td><td style="text-align: right;">950円</td></tr> <tr><td style="padding-left: 20px;">61km以上90kmまで</td><td style="text-align: right;">1,250円</td></tr> <tr><td style="padding-left: 20px;">91km以上120kmまで</td><td style="text-align: right;">1,450円</td></tr> <tr><td style="padding-left: 20px;">121km以上</td><td style="text-align: right;">1,650円</td></tr> </table> <p style="padding-left: 20px;">「りょうもう」、<u>「スペースX」</u>、「スカイツリーライナー」および「アーバンパークライナー」号以外の愛称を表示して、<u>運転する特別急行列車に適用する。</u></p> <p>ロ 特別急行料金B</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="padding-left: 20px;">特定区間</td><td style="text-align: right;">550円</td></tr> <tr><td style="padding-left: 20px;">40kmまで</td><td style="text-align: right;">600円</td></tr> <tr><td style="padding-left: 20px;">41km以上60kmまで</td><td style="text-align: right;">850円</td></tr> <tr><td style="padding-left: 20px;">61km以上90kmまで</td><td style="text-align: right;">1,050円</td></tr> <tr><td style="padding-left: 20px;">91km以上</td><td style="text-align: right;">1,250円</td></tr> </table> <p style="padding-left: 20px;">「りょうもう」号と表示して、運転する特別急行列車<u>に適用する。</u></p> <p>ハ スタンダードシート特別急行料金</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="padding-left: 20px;"><u>特定区間</u></td><td style="text-align: right;"><u>610円</u></td></tr> <tr><td style="padding-left: 20px;"><u>40kmまで</u></td><td style="text-align: right;"><u>870円</u></td></tr> <tr><td style="padding-left: 20px;"><u>41km以上60kmまで</u></td><td style="text-align: right;"><u>1,120円</u></td></tr> <tr><td style="padding-left: 20px;"><u>61km以上90kmまで</u></td><td style="text-align: right;"><u>1,470円</u></td></tr> <tr><td style="padding-left: 20px;"><u>91km以上120kmまで</u></td><td style="text-align: right;"><u>1,710円</u></td></tr> </table>	特定区間	550円	40kmまで	700円	41km以上60kmまで	950円	61km以上90kmまで	1,250円	91km以上120kmまで	1,450円	121km以上	1,650円	特定区間	550円	40kmまで	600円	41km以上60kmまで	850円	61km以上90kmまで	1,050円	91km以上	1,250円	<u>特定区間</u>	<u>610円</u>	<u>40kmまで</u>	<u>870円</u>	<u>41km以上60kmまで</u>	<u>1,120円</u>	<u>61km以上90kmまで</u>	<u>1,470円</u>	<u>91km以上120kmまで</u>	<u>1,710円</u>	<p>(2) 団体旅客として乗車するとき、または団体旅客に随伴されるとき (3) 団体乗車券以外の乗車券を使用する6才以上の旅客に2人をこえて随伴されているとき。ただし、2人をこえた者だけ小児とみなす。 (4) 指定を行なう座席を、幼児だけで使用するとき 3 前項の規定は、乳児が前項第4号に該当する場合に準用する。 4 前2項以外の場合、幼児および乳児に対しては、旅客運賃・料金を収受しない。 5 個室料金および連絡個室料金は、旅客の年齢によって区別しない。</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>(大人特急料金等) 第125条 大人特急料金等は、次のとおりとする。 (1) 特別急行料金 イ 特別急行料金A</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="padding-left: 20px;">特定区間</td><td style="text-align: right;">550円</td></tr> <tr><td style="padding-left: 20px;">40kmまで</td><td style="text-align: right;">700円</td></tr> <tr><td style="padding-left: 20px;">41km以上60kmまで</td><td style="text-align: right;">950円</td></tr> <tr><td style="padding-left: 20px;">61km以上90kmまで</td><td style="text-align: right;">1,250円</td></tr> <tr><td style="padding-left: 20px;">91km以上120kmまで</td><td style="text-align: right;">1,450円</td></tr> <tr><td style="padding-left: 20px;">121km以上</td><td style="text-align: right;">1,650円</td></tr> </table> <p style="padding-left: 20px;">「りょうもう」、「スカイツリーライナー」および「アーバンパークライナー」号以外の愛称を表示して運転する特別急行列車</p> <p>ロ 特別急行料金B</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="padding-left: 20px;">特定区間</td><td style="text-align: right;">550円</td></tr> <tr><td style="padding-left: 20px;">40kmまで</td><td style="text-align: right;">600円</td></tr> <tr><td style="padding-left: 20px;">41km以上60kmまで</td><td style="text-align: right;">850円</td></tr> <tr><td style="padding-left: 20px;">61km以上90kmまで</td><td style="text-align: right;">1,050円</td></tr> <tr><td style="padding-left: 20px;">91km以上</td><td style="text-align: right;">1,250円</td></tr> </table> <p style="padding-left: 20px;">「りょうもう」号と表示して運転する特別急行列車</p> <p>ハ スカイツリーライナー特別急行料金</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="padding-left: 20px;">浅草・せんげん台間の停車駅相互発着</td><td style="text-align: right;">420円</td></tr> <tr><td style="padding-left: 20px;">40kmまで</td><td style="text-align: right;">550円</td></tr> </table> <p style="padding-left: 20px;">「スカイツリーライナー」号と表示して、運転する特別急行列車</p> <p>ニ アーバンパークライナー特別急行料金</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="padding-left: 20px;">大宮・春日部間および運河・柏間の停車駅相互発着</td><td style="text-align: right;">320円</td></tr> <tr><td style="padding-left: 20px;">浅草・せんげん台間の停車駅相互発着</td><td style="text-align: right;">420円</td></tr> </table>	特定区間	550円	40kmまで	700円	41km以上60kmまで	950円	61km以上90kmまで	1,250円	91km以上120kmまで	1,450円	121km以上	1,650円	特定区間	550円	40kmまで	600円	41km以上60kmまで	850円	61km以上90kmまで	1,050円	91km以上	1,250円	浅草・せんげん台間の停車駅相互発着	420円	40kmまで	550円	大宮・春日部間および運河・柏間の停車駅相互発着	320円	浅草・せんげん台間の停車駅相互発着	420円
特定区間	550円																																																														
40kmまで	700円																																																														
41km以上60kmまで	950円																																																														
61km以上90kmまで	1,250円																																																														
91km以上120kmまで	1,450円																																																														
121km以上	1,650円																																																														
特定区間	550円																																																														
40kmまで	600円																																																														
41km以上60kmまで	850円																																																														
61km以上90kmまで	1,050円																																																														
91km以上	1,250円																																																														
<u>特定区間</u>	<u>610円</u>																																																														
<u>40kmまで</u>	<u>870円</u>																																																														
<u>41km以上60kmまで</u>	<u>1,120円</u>																																																														
<u>61km以上90kmまで</u>	<u>1,470円</u>																																																														
<u>91km以上120kmまで</u>	<u>1,710円</u>																																																														
特定区間	550円																																																														
40kmまで	700円																																																														
41km以上60kmまで	950円																																																														
61km以上90kmまで	1,250円																																																														
91km以上120kmまで	1,450円																																																														
121km以上	1,650円																																																														
特定区間	550円																																																														
40kmまで	600円																																																														
41km以上60kmまで	850円																																																														
61km以上90kmまで	1,050円																																																														
91km以上	1,250円																																																														
浅草・せんげん台間の停車駅相互発着	420円																																																														
40kmまで	550円																																																														
大宮・春日部間および運河・柏間の停車駅相互発着	320円																																																														
浅草・せんげん台間の停車駅相互発着	420円																																																														

改正	現行																																																												
<p><u>121km以上 1,940円</u> <u>「スペーシアX」号と表示して、運転する特別急行列車のうち、スタンダードシートまたは第63条第2項の定めにより発売するときに適用する。</u></p> <p>ニ <u>プレミアムシート特別急行料金</u></p> <table data-bbox="324 295 705 502"> <tr><td><u>特定区間</u></td><td><u>840円</u></td></tr> <tr><td><u>40kmまで</u></td><td><u>1,080円</u></td></tr> <tr><td><u>41km以上60kmまで</u></td><td><u>1,460円</u></td></tr> <tr><td><u>61km以上90kmまで</u></td><td><u>1,910円</u></td></tr> <tr><td><u>91km以上120kmまで</u></td><td><u>2,220円</u></td></tr> <tr><td><u>121km以上</u></td><td><u>2,520円</u></td></tr> </table> <p><u>「スペーシアX」号と表示して、運転する特別急行列車のうち、プレミアムシートに適用する。</u></p> <p>ホ スカイツリーライナー特別急行料金</p> <table data-bbox="324 614 918 678"> <tr><td>浅草・せんげん台間の停車駅相互発着</td><td>420円</td></tr> <tr><td>40kmまで</td><td>550円</td></tr> </table> <p>「スカイツリーライナー」号と表示して、運転する特別急行列車に適用する。</p> <p>ハ <u>アーバンパークライナー特別急行料金</u></p> <table data-bbox="324 790 1064 853"> <tr><td>大宮・春日部間および運河・柏間の停車駅相互発着</td><td>320円</td></tr> <tr><td>浅草・せんげん台間の停車駅相互発着</td><td>420円</td></tr> </table> <p>「アーバンパークライナー」号と表示して、運転する特別急行列車に適用する。</p> <p>ト <u>連絡特別急行料金</u></p> <table data-bbox="324 965 705 1061"> <tr><td>40kmまで</td><td>520円</td></tr> <tr><td>41km以上60kmまで</td><td>840円</td></tr> <tr><td>61km以上</td><td>1,050円</td></tr> </table> <p>「スペーシア日光」、「スペーシアきぬがわ」、「日光」および「きぬがわ」号と表示して、運転する特別急行列車に適用する。</p> <p>(2) 座席指定料金</p> <p>イ S L座席指定料金</p> <table data-bbox="324 1204 705 1268"> <tr><td>17kmまで</td><td>760円</td></tr> <tr><td>18km以上40kmまで</td><td>1,080円</td></tr> </table> <p>「S L大樹」および「S L大樹ふたら」号と表示して、運転する列車に適用する。</p> <p>ロ D L座席指定料金</p> <table data-bbox="324 1380 705 1412"> <tr><td>17kmまで</td><td>520円</td></tr> </table>	<u>特定区間</u>	<u>840円</u>	<u>40kmまで</u>	<u>1,080円</u>	<u>41km以上60kmまで</u>	<u>1,460円</u>	<u>61km以上90kmまで</u>	<u>1,910円</u>	<u>91km以上120kmまで</u>	<u>2,220円</u>	<u>121km以上</u>	<u>2,520円</u>	浅草・せんげん台間の停車駅相互発着	420円	40kmまで	550円	大宮・春日部間および運河・柏間の停車駅相互発着	320円	浅草・せんげん台間の停車駅相互発着	420円	40kmまで	520円	41km以上60kmまで	840円	61km以上	1,050円	17kmまで	760円	18km以上40kmまで	1,080円	17kmまで	520円	<p>「アーバンパークライナー」号と表示して、運転する特別急行列車</p> <p>ホ 連絡特別急行料金</p> <table data-bbox="1265 191 1646 295"> <tr><td>40kmまで</td><td>520円</td></tr> <tr><td>41km以上60kmまで</td><td>840円</td></tr> <tr><td>61km以上</td><td>1,050円</td></tr> </table> <p>「スペーシア日光」、「スペーシアきぬがわ」、「日光」および「きぬがわ」号と表示して、運転する特別急行列車</p> <p>(2) 座席指定料金</p> <p>イ S L座席指定料金</p> <table data-bbox="1265 438 1646 502"> <tr><td>17kmまで</td><td>760円</td></tr> <tr><td>18km以上40kmまで</td><td>1,080円</td></tr> </table> <p>「S L大樹」および「S L大樹ふたら」号と表示して、運転する列車</p> <p>ロ D L座席指定料金</p> <table data-bbox="1265 574 1646 742"> <tr><td>17kmまで</td><td>520円</td></tr> <tr><td>18km以上40kmまで</td><td>840円</td></tr> <tr><td>41km以上60kmまで</td><td>950円</td></tr> <tr><td>61km以上120kmまで</td><td>1,250円</td></tr> <tr><td>121km以上</td><td>1,470円</td></tr> </table> <p>「D L大樹」および「D L大樹ふたら」号と表示して、運転する列車</p> <p>ハ T Hライナー座席指定料金</p> <table data-bbox="1265 821 1646 885"> <tr><td>25kmまで</td><td>370円</td></tr> <tr><td>26km以上</td><td>470円</td></tr> </table> <p>「T Hライナー」号と表示して、運転する列車</p> <p>ニ T Jライナー座席指定料金 470円</p> <p>ただし、池袋・ふじみ野間の停車駅相互発着の場合 370円</p> <p>「T Jライナー」号と表示して、運転する列車</p> <p>(3) 特別座席料金</p> <table data-bbox="1220 1061 1691 1125"> <tr><td>個室料金</td><td>3,770円</td></tr> <tr><td>(4) 連絡個室料金</td><td>3,150円</td></tr> </table> <p>2 「特定区間」とは、浅草・久喜間、浅草・南栗橋間、下今市・東武日光間および下今市・鬼怒川温泉間の停車駅相互発着を乗車する場合に適用する。</p> <p>3 第57条の3により、特急券等を発売する場合は、第1項第1号イから二および第2号ハで定める料金の200円を加算した額とする。</p> <p>なお、小児特急料金等に対する加算は、規則第74条により計算した後の額にこれを加える。</p>	40kmまで	520円	41km以上60kmまで	840円	61km以上	1,050円	17kmまで	760円	18km以上40kmまで	1,080円	17kmまで	520円	18km以上40kmまで	840円	41km以上60kmまで	950円	61km以上120kmまで	1,250円	121km以上	1,470円	25kmまで	370円	26km以上	470円	個室料金	3,770円	(4) 連絡個室料金	3,150円
<u>特定区間</u>	<u>840円</u>																																																												
<u>40kmまで</u>	<u>1,080円</u>																																																												
<u>41km以上60kmまで</u>	<u>1,460円</u>																																																												
<u>61km以上90kmまで</u>	<u>1,910円</u>																																																												
<u>91km以上120kmまで</u>	<u>2,220円</u>																																																												
<u>121km以上</u>	<u>2,520円</u>																																																												
浅草・せんげん台間の停車駅相互発着	420円																																																												
40kmまで	550円																																																												
大宮・春日部間および運河・柏間の停車駅相互発着	320円																																																												
浅草・せんげん台間の停車駅相互発着	420円																																																												
40kmまで	520円																																																												
41km以上60kmまで	840円																																																												
61km以上	1,050円																																																												
17kmまで	760円																																																												
18km以上40kmまで	1,080円																																																												
17kmまで	520円																																																												
40kmまで	520円																																																												
41km以上60kmまで	840円																																																												
61km以上	1,050円																																																												
17kmまで	760円																																																												
18km以上40kmまで	1,080円																																																												
17kmまで	520円																																																												
18km以上40kmまで	840円																																																												
41km以上60kmまで	950円																																																												
61km以上120kmまで	1,250円																																																												
121km以上	1,470円																																																												
25kmまで	370円																																																												
26km以上	470円																																																												
個室料金	3,770円																																																												
(4) 連絡個室料金	3,150円																																																												

改正	現行																										
<table border="0"> <tr> <td>18km以上40kmまで</td> <td>840円</td> </tr> <tr> <td>41km以上60kmまで</td> <td>950円</td> </tr> <tr> <td>61km以上120kmまで</td> <td>1,250円</td> </tr> <tr> <td>121km以上</td> <td>1,470円</td> </tr> </table> <p>「DL大樹」および「DL大樹ふたら」号と表示して、運転する列車に適用する。</p> <p>ハ THライナー座席指定料金</p> <table border="0"> <tr> <td>25kmまで</td> <td>370円</td> </tr> <tr> <td>26km以上</td> <td>470円</td> </tr> </table> <p>「THライナー」号と表示して、運転する列車に適用する。</p> <p>ニ TJライナー座席指定料金 470円</p> <p>ただし、池袋・ふじみ野間の停車駅相互発着の場合 370円</p> <p>「TJライナー」号と表示して、運転する列車に適用する。</p> <p>(3) 特別座席料金</p> <table border="0"> <tr> <td>イ 個室料金</td> <td>3,770円</td> </tr> <tr> <td>ロ <u>コックピットラウンジ（1人用）</u></td> <td><u>200円</u></td> </tr> <tr> <td>ハ <u>コックピットラウンジ（2人用）</u></td> <td><u>400円</u></td> </tr> <tr> <td>ニ <u>コックピットラウンジ（4人用）</u></td> <td><u>800円</u></td> </tr> <tr> <td>ホ <u>ボックスシート</u></td> <td><u>400円</u></td> </tr> <tr> <td>ヘ <u>コンパートメント</u></td> <td><u>6,040円</u></td> </tr> <tr> <td>ト <u>コックピットスイート</u></td> <td><u>12,180円</u></td> </tr> </table> <p>(4) 連絡個室料金 3,150円</p> <p>2 「特定区間」とは、浅草・久喜間、浅草・南栗橋間、下今市・東武日光間および下今市・鬼怒川温泉間の停車駅相互発着を乗車する場合に適用する。</p> <p>3 第57条の3により、特急券等を発売する場合は、第1項第1号イから<u>ハ</u>および第2号ハで定める料金に200円を加算した額とする。</p> <p>なお、小児特急料金等に対する加算は、規則第74条により計算した後の額にこれを加える。</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>(乗車変更の種類)</p> <p>第241条 旅客が、その所持する乗車券類に表示された運送条件と異なる条件の乗車を必要とするときに、社が取扱う変更（この変更を「乗車変更」という。）の種類は、乗車変更の申し出の時期に応じて、次の各号のとおりとする。</p>	18km以上40kmまで	840円	41km以上60kmまで	950円	61km以上120kmまで	1,250円	121km以上	1,470円	25kmまで	370円	26km以上	470円	イ 個室料金	3,770円	ロ <u>コックピットラウンジ（1人用）</u>	<u>200円</u>	ハ <u>コックピットラウンジ（2人用）</u>	<u>400円</u>	ニ <u>コックピットラウンジ（4人用）</u>	<u>800円</u>	ホ <u>ボックスシート</u>	<u>400円</u>	ヘ <u>コンパートメント</u>	<u>6,040円</u>	ト <u>コックピットスイート</u>	<u>12,180円</u>	<p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>(乗車変更の種類)</p> <p>第241条 旅客が、その所持する乗車券類に表示された運送条件と異なる条件の乗車を必要とするときに、社が取扱う変更（この変更を「乗車変更」という。）の種類は、乗車変更の申し出の時期に応じて、次の各号のとおりとする。</p>
18km以上40kmまで	840円																										
41km以上60kmまで	950円																										
61km以上120kmまで	1,250円																										
121km以上	1,470円																										
25kmまで	370円																										
26km以上	470円																										
イ 個室料金	3,770円																										
ロ <u>コックピットラウンジ（1人用）</u>	<u>200円</u>																										
ハ <u>コックピットラウンジ（2人用）</u>	<u>400円</u>																										
ニ <u>コックピットラウンジ（4人用）</u>	<u>800円</u>																										
ホ <u>ボックスシート</u>	<u>400円</u>																										
ヘ <u>コンパートメント</u>	<u>6,040円</u>																										
ト <u>コックピットスイート</u>	<u>12,180円</u>																										

改正	現行
<p>(1) 旅行開始前または使用開始前に申し出があった場合 乗車券類変更</p> <p>(2) 旅行開始後または使用開始後に申し出があった場合</p> <p>イ 区間変更</p> <p>ロ <u>特別座席券変更</u></p> <p>ハ 団体乗車券変更</p>	<p>(1) 旅行開始前または使用開始前に申し出があった場合 乗車券類変更</p> <p>(2) 旅行開始後または使用開始後に申し出があった場合</p> <p>イ 区間変更</p> <p>ロ 団体乗車券変更</p>
<p>(中略)</p>	<p>(中略)</p>
<p>(<u>特急列車等の特別座席</u>に有効な乗車券類を所持する旅客に対する乗車変更の特殊取扱い)</p> <p>第244条の2 <u>特急列車等の特別座席</u>に有効な乗車券類を所持する旅客は、旅行開始前または使用開始前に限って、あらかじめ係員に申し出てその承諾を受け、第57条第2項各号に定める定員まで利用人員の変更をすることができる。</p> <p>(1) 利用人員増のとき 増人員分に対する所定の旅客運賃および料金を収受する。</p> <p>(2) 利用人員減のとき 減人員に対する旅客運賃および料金は、第273条に定める手数料を差し引いた残額を払いもどす。</p>	<p>(特別急行列車の個室に有効な乗車券類を所持する旅客に対する乗車変更の特殊取扱い)</p> <p>第244条の2 特別急行列車の個室に有効な乗車券類を所持する旅客は、旅行開始前または使用開始前に限って、あらかじめ係員に申し出てその承諾を受け、第57条第2項各号に定める個室定員まで利用人員の変更をすることができる。</p> <p>(1) 社線区間の場合</p> <p>イ 利用人員増のとき 増人員分に対する所定の旅客運賃および料金を収受する。</p> <p>ロ 利用人員減のとき 減人員に対する旅客運賃および料金は、第273条に定める手数料を差し引いた残額を払いもどす。</p> <p>(2) J R 東日本線連絡にかかる場合 人員変更後に対する旅客運賃および料金とすでに収受した旅客運賃および料金とを比較し、不足額は収受し、過剰額は払いもどしをする。</p>
<p>(<u>直通特別急行列車の個室に有効な乗車券類を所持する旅客に対する乗車変更の特殊取扱い</u>)</p> <p>第244条の3 <u>直通特別急行列車の個室に有効な乗車券類を所持する旅客は、旅行開始前または使用開始前に限って、あらかじめ係員に申し出てその承諾を受け、第57条第3項に定める定員まで利用人員の変更をすることができる。</u></p> <p><u>この場合、人員変更後に対する旅客運賃および料金とすでに収受した旅客運賃および料金とを比較し、不足額は収受し、過剰額は払いもどしをする。</u></p>	
<p>(中略)</p>	<p>(中略)</p>

改正	現行
<p>第250条 削除</p> <p>第251条 削除</p> <p><u>(特別座席券変更)</u></p> <p><u>第252条 特別座席券を所持する旅客は、使用開始後に、あらかじめ係員に申し出てその承諾を受け、1回に限って当該特別座席券について利用施設の変更(以下、この変更を「特別座席券変更」という。)をすることができる。</u></p> <p><u>ただし、変更する特別座席料金と原特別座席料金とを比較し、変更する特別座席料金の額が原特別座席料金をこえる場合のみ取扱うことができる。</u></p> <p><u>2 特別座席券変更は、列車が変更とならない場合に限って取扱う。</u></p> <p>(中略)</p> <p>(特急券等の無札および不正使用の旅客に対する特急料金等・増料金等の收受)</p> <p>第267条 第264条および第266条の規定は、特急券等に準用する。</p> <p>2 前項の規定により増料金を收受する場合、第125条第1項第1号イからハおよび第2号ハに定める特急券等を所持せずに乗車した旅客に対しては、第125条第3項に定める料金をあわせて收受する。</p> <p>(中略)</p> <p>(特急料金等の払いもどし)</p> <p>第273条 旅客は、特急券等(団体乗車券または貸切乗車券によって発売したものを除く。)が不要となった場合、指定列車が、その乗車駅を出発する時刻までにこれを駅にさし出したときに限り、すでに支払った特急料金等の払いもどしを請求することができる。この場合、旅客は、手数料として各号に定める額を支払うものとする。</p> <p>なお、乗車券類変更の取扱いをした特急券等については、変更前の特急券等に表示された列車の出発する日の前日、または当日に乗車券類変更の取扱いをしたものにあつては、変更前の特急券等について変更の取扱いをした時刻を払いもどしの請求をした時刻とみなして手数料を支払うものとする。</p>	<p>第250条～第252条 削除</p> <p>(中略)</p> <p>(特急券等の無札および不正使用の旅客に対する特急料金等・増料金等の收受)</p> <p>第267条 第264条および第266条の規定は、特急券等に準用する。</p> <p>2 前項の規定により増料金を收受する場合、第125条第1項第1号イから二および第2号ハに定める特急券等を所持せずに乗車した旅客に対しては、第125条第3項に定める料金をあわせて收受する。</p> <p>(中略)</p> <p>(特急料金等の払いもどし)</p> <p>第273条 旅客は、特急券等(団体乗車券または貸切乗車券によって発売したものを除く。)が不要となった場合、指定列車が、その乗車駅を出発する時刻までにこれを駅にさし出したときに限り、すでに支払った特急料金等の払いもどしを請求することができる。この場合、旅客は、手数料として各号に定める額を支払うものとする。</p> <p>なお、乗車券類変更の取扱いをした特急券等については、変更前の特急券等に表示された列車の出発する日の前日、または当日に乗車券類変更の取扱いをしたものにあつては、変更前の特急券等について変更の取扱いをした時刻を払いもどしの請求をした時刻とみなして手数料を支払うものとする。</p>

改正	現行
<p>(1) <u>特別急行券（連絡特別急行券を除く）および座席指定券</u> 100円</p> <p>(2) <u>特別座席券</u> <u>イ 個室券 420円</u> <u>ロ コックピットラウンジおよびボックスシート 100円</u> <u>ハ コンパートメント 520円</u> <u>ニ コックピットスイート 1,050円</u></p> <p>(3) <u>連絡特別急行券</u> イ 出発する日の2日前までに請求した場合は 340円 ロ 出発時刻までに請求した場合は、すでに支払った当該料金の3割に相当する額（10円未満のは数は切り捨て。）ただし、340円に満たない場合は340円とする。</p> <p>(4) 第63条 <u>第3項</u>の規定により発売した連絡個室券の払いもどしをする場合は、同時に発売した<u>連絡</u>特別急行券とともに請求するときに限ってこの取扱いをする。この場合、払いもどし手数料は、前<u>3</u>号の規定により収受し、<u>連絡</u>特別急行料金についてはこれを収受しない。</p> <p>(5) 野岩線・会津線連絡にかかる場合 100円</p> <p>(<u>6</u>) 東京地下鉄線連絡にかかる場合 100円</p> <p style="text-align: center;">(後略)</p>	<p>(1) 社線区間の場合 特急券等1枚につき100円。ただし、個室券については420円</p> <p>(2) J R 東日本線連絡にかかる場合 イ 出発する日の2日前までに請求した場合は 340円 ロ 出発時刻までに請求した場合は、すでに支払った当該料金の3割に相当する額（10円未満のは数は切り捨て。）ただし、340円に満たない場合は340円とする。</p> <p>(3) 第63条の規定により発売した J R 東日本線連絡にかかる連絡個室券の払いもどしをする場合は、同時に発売した特別急行券とともに請求するときに限って、この取扱いをする。この場合、払いもどし手数料は、前2号の規定により収受し、特別急行料金についてはこれを収受しない。</p> <p>(4) 野岩線・会津線連絡にかかる場合 1枚につき100円。</p> <p>(5) 東京地下鉄線連絡にかかる場合 1枚につき100円。</p> <p style="text-align: center;">(後略)</p>

附則

この通達は、2023年6月15日から施行する。